

介護事業者賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人国際介護人財組合が設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力・理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

(賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 賛助会員の事業所に所属する外国人介護職への教育・育成支援
- (2) 賛助会員の事業所に所属する介護職への介護福祉士国家試験対策講座受講無料招待
- (3) 本組合又は組合員との情報交換のためのセミナー、懇談会等の開催
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加入)

第4条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

(会費)

第5条 賛助会員は、月会費を納入するものとする。

2 会費の額は、一事業所あたり月額1口20,000円とする。

3 会費は前納とし、1か月毎、6か月毎、もしくは1年毎のいずれかの納入単位を選択できる。第6条により退会する場合は、退会日の翌月から会費納入済みの月までの期間に相当する既納入済み会費の払い戻しを受けるものとする。

(脱退)

第6条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に文書にて届出て脱退するものとする。

(除名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付則

この規約は、令和2年年4月1日より施行する。